

令和4年5月13日

保護者の皆様

草津市立志津小学校  
校長 山内 健嗣

### 保護者の皆様へのお願い

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、標題の件について下記の通りといたしますので、ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

#### 記

#### 1 来校時の交通手段について

- 徒歩または自転車でお越しください。
- できるだけ、お車での来校はお控えください。
- 学校行事等、多くの保護者が来校される場合、お車でのお越しはご遠慮ください。
- 車での来校が必要な場合は、あらかじめご相談ください。
- お車で来られたときは、以下の点にご留意ください。
  - ①校地内は最徐行し、子ども等、歩行者の安全を確保してください。
  - ②他車両や歩行者等の妨げにならないよう、所定の場所に駐車してください。
  - ③特別な場合を除き、正面玄関前への乗り入れはご遠慮ください。

※校地内への無断駐車や無断乗入れのため、校門付近等、子どもと車が交錯し、危険な状態が発生することがあります。

※駐輪場所やお車での来校が必要な方の駐車場が不足することがあります。

※校地内の無断駐車のため、職員の車両が出庫できず、出張等の業務へ支障をきたすことがあります。

※近隣商業施設等から、無断駐車等の苦情が寄せられています。

#### 2 学校備品等の破損修繕費の個人負担について

草津市では、すべての小中学校におきまして、平成22年度から故意または不注意によって、窓ガラスをはじめとする校内の備品等を破損させた場合、その当事者に費用の弁償を求めていくこととなっております。

学校では、けがや事故、破損につながらないように、児童に継続して指導してまいります。ただ、破損等が発生しましたら、費用弁償につきまして、学校から当事者（保護者）に請求させていただきます。その後、当事者（保護者）から修繕業者に直接お支払いいただきます。ご理解・ご協力をお願いします。